

新潟情報専門学校学則

第 1 章 組 織

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法の規定により、コンピュータに関する技術者を養成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、新潟情報専門学校と称する。

(位 置)

第 3 条 本校は、新潟市中央区弁天 2 丁目 3 番 1 3 号に置く。

第 2 章 課程・学科、学年・学期及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

	昼夜別	学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員
工業専門課程	昼	情報システム科	2 年	40 名	80 名
		マルチメディア科		24 名	48 名
		情報システム専門科	3 年	60 名	180 名
		マルチメディア専門科		24 名	72 名
		大 学 併 修 科	4 年	80 名	320 名
	合 計			228 名	700 名

2. 本校の別科は別に定める。

(学年、学期)

第 5 条 本校の学年、学期は次のとおりとする。

学 科 名	学 年	学期 (前期)	学期 (後期)
情報システム科 マルチメディア科 情報システム専門科 マルチメディア専門科 大 学 併 修 科	4 月 1 日～ 翌年 3 月 3 1 日	4 月 1 日～ 9 月 3 0 日	10 月 1 日～ 3 月 3 1 日

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日 (但し、特に指定した日は登校日とする)
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

- (3) 夏季休業 約3～5週間
- (4) 冬季休業 約3～4週間
- (5) 春季休業 約2～3週間
- (6) その他学校が指定した日

第 3 章 教育課程、授業時間数及び教員組織

(教育課程及び授業時間数)

第 7 条 本校の教育課程及び授業時間数は別表 1 のとおりとする。

(始業、終業時刻)

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は、9時10分から17時までとする。

2. 別科は、別に定める。

(教員組織)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1名
- (2) 教 員 16名以上
- (3) 事務職員 2名以上

2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、卒業及び称号の授与、その他

(入学資格)

第 10 条 本校の専門課程の入学資格は、高等学校を卒業した者又は、学校教育法施行規則第 183 条に該当する者とする。

2. 別科については、別に定める。

(入学時期)

第 11 条 本校の専門課程の入学時期は、毎学年の初めとする。

2. 別科については、別に定める。

(入学手続き)

第 12 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第 29 条に定める選考料を添えて提出し、受験票の交付を受けなければならない。

2. 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

3. 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに、第 29 条に定める入学金を納入して入学手続きをとらなければならない。

(編入学)

第13条 学科に定められた修業年限の途中の年次に、別に定める要件を満たす者が入学できることを編入学という。編入学ができる年次は、4年課程においては2年次又は3年次、3年課程及び2年課程においては2年次とする。

2. 編入学を願い出る者は、所定の手続きを行い、審査を受けなければならない。
3. 編入学は、編入学後の学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

(学科変更)

第14条 入学時の学科から、別の学科に移籍することを学科変更という。学科変更は原則として、情報システム科から情報システム専門科へ、マルチメディア科からマルチメディア専門科へ、欠員が生じた場合に認める。

2. 学科変更の時期は、原則として学年の初めとする。
3. 学科変更を願い出る者は、所定の手続きを行い、審査を受けなければならない。
4. 学科変更は、学科変更の希望にかかわる相当の理由があり、学科変更後の学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

(転校)

第15条 本学園内各校への転校は、正当な事由と転入先の学校に欠員がある場合に認める。

2. 転入先における在籍学科及びコースは、原則として転出元と同じものとする。
3. 転校の時期は、原則として学年の初めとする。

(休学)

第16条 疾病その他のやむを得ない事由により、1ヶ月以上欠席する場合は、所定の手続きを経て休学を願い出なければならない。

2. 校長は伝染病その他により、他の学生に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者に対しては、休学を命ずることができる。
3. 休学期間は、原則として当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

(復学)

第17条 休学の事由が終了し、復学をしようとする者は、所定の手続きを経て復学を願い出るものとする。

2. 復学の時期は、原則として翌年度の学年の初めとする。

(退学)

第18条 退学を願い出る者は、所定の手続きを経て、校長の許可を得なければならない。

2. 次の各号の一に該当する者は退学に科す。

(1) 刑罰法令に違反した行為をした者

- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 学業を怠り学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 懲戒処分を受けても改めない者
- (5) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除 籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 同一学科の年次の在籍期間が2年を超えた者。ただし、休学期間はこれに算入しない。
- (2) 所定の授業料、その他の納入金を期日までに納入せず、督促にも応じない者
- (3) 休学期間を超えて、なお復学の見込みのない者
- (4) 長期にわたる欠席その他の事由で、成業の見込みのない者
- (5) 入学を辞退した者

(懲 戒)

第20条 校長は教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を科すことができる。懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

(課程修了の認定)

第21条 授業科目の成績評価は、期末、学年末又は科目終了時の予め定められた期間に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2. 当該年次の所定の科目を履修した者に対して進級を認める。
- 3. 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第22条 前条により、情報システム科、マルチメディア科、情報システム専門科、マルチメディア専門科の在籍者で、本校所定の課程を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。また、大学併修科の在籍者で、本校所定の課程を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

(履修認定)

第23条 他の大学、短期大学、専修学校における履修を、本校における履修として認定することができる。

また、本校の校長が認めた履修経歴又は取得資格を、本校における履修として認定することができる。

(科目互換)

第24条 他の大学、短期大学、専修学校における特定の授業科目の履修を、本校における特定の授業科目と対応させて履修を認定することができる。

(褒 賞)

第25条 学業成績優秀にして他の模範と認められる者に対しては、これを表彰する。

(科目等履修生)

第26条 本校の学生以外の者に、科目等履修生として、本校の授業科目の受講を認めることがある。

(履修証明制度)

第27条 学校教育法及び学校教育法施行規則に定められた履修証明制度に基づき、短期の履修コースを設定することがある。

(研究生)

第28条 研究生とは、指導講師の指導の下に設定したテーマの研究を行う者をいう。対象者は本校の卒業生とし、研究期間は原則として1年間とする。

第5章 入学金、学費等、その他

(入学金、学費等)

第29条 本校の入学金、学費等は別表2のとおりとする。

2. 進級学年における学費は、入学年度の学費を維持する。
3. 学科変更者、留年者、復学者の学費は、新たに在籍する学科・年次の学費とする。
4. 編入学者の学費は、当該学科の1年次の学費（入学金含む）とする。
5. 科目等履修生及び履修証明制度により設定するコースの履修費は、別途定める。
6. 研究生の履修費は、別途定める。

(返還)

第30条 入学する年の3月31日までに入学辞退の申し出があった場合、選考料、入学金を除く納付金については返還する。

(健康診断)

第31条 健康診断は、年1回実施する。

(付帯事業)

第32条 本校の付帯事業は、次のとおりとする。

各種講習会の開催

第6章 職業紹介事業

(無料職業紹介事業)

第33条 職業安定法に基づく無料職業紹介事業の運営については、校長が定める。

第7章 雑則

(雑則)

第34条 この学則の施行に関し、必要な細則は、校長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和52年4月1日より施行する。
2. この学則中その一部を改定し、昭和54年4月1日より施行する。
3. この学則中その一部を改定し、昭和58年4月1日より施行する。
4. この学則中その一部を改定し、昭和59年4月1日より施行する。
5. この学則中その一部を改定し、昭和61年4月1日より施行する。
6. この学則中その一部を改定し、昭和63年4月1日より施行する。
7. この学則中その一部を改定し、昭和64年4月1日より施行する。
8. この学則中その一部を改定し、平成 2年4月1日より施行する。
9. この学則中その一部を改定し、平成 3年4月1日より施行する。
10. この学則中その一部を改定し、平成 4年4月1日より施行する。
11. この学則中その一部を改定し、平成 5年4月1日より施行する。
12. この学則中その一部を改定し、平成 6年4月1日より施行する。
13. この学則中その一部を改定し、平成 7年4月1日より施行する。
14. この学則中その一部を改定し、平成 8年4月1日より施行する。
15. この学則中その一部を改定し、平成 9年4月1日より施行する。
16. この学則中その一部を改定し、平成10年4月1日より施行する。
17. この学則中その一部を改定し、平成11年4月1日より施行する。
18. この学則中その一部を改定し、平成12年4月1日より施行する。
19. この学則中その一部を改定し、平成13年4月1日より施行する。
20. この学則中その一部を改定し、平成14年4月1日より施行する。
ただし、第4章 第19条の専門士の称号授与については、平成14年2月27日より適用する。
21. この学則中その一部を改定し、平成15年4月1日より施行する。
ただし、第4章 第19条の専門士の称号授与については、平成15年2月19日より適用する。
22. この学則中その一部を改定し、平成16年4月1日より施行する。
ただし、第4章 第19条の専門士の称号授与については、平成16年2月17日より適用する。
23. この学則中その一部を改定し、平成17年4月1日より施行する。
24. この学則中その一部を改定し、平成18年3月1日より施行する。
25. この学則中その一部を改定し、平成18年4月1日より施行する。
26. この学則中その一部を改定し、平成19年4月1日より施行する。

27. この学則中その一部を改定し、平成20年4月1日より施行する。
ただし、平成19年度の入学者については従前のおりとする。
28. この学則中その一部を改定し、平成20年4月1日より施行する。
29. この学則中その一部を改定し、平成21年4月1日より施行する。
30. この学則中その一部を改定し、平成21年10月1日より施行する。
31. この学則中その一部を改定し、平成22年4月1日より施行する。
32. この学則中その一部を改定し、平成23年4月1日より施行する。
33. この学則中その一部を改定し、平成23年10月1日より施行する。
34. この学則中その一部を改定し、平成24年4月1日より施行する。
35. この学則中その一部を改定し、平成25年4月1日より施行する。
36. この学則中その一部を改定し、平成26年4月1日より施行する。
37. この学則中その一部を改定し、平成27年4月1日より施行する。
38. この学則中その一部を改定し、平成28年4月1日より施行する。
39. この学則中その一部を改定し、平成29年4月1日より施行する。
40. この学則中その一部を改定し、平成30年4月1日より施行する。
41. この学則中その一部を改定し、平成31年4月1日より施行する。
42. この学則中その一部を改定し、令和2年4月1日より施行する。